

生活保護受給世帯聞き取り調査報告書 まとめ

聖学院大学人間福祉学部客員准教授 藤田孝典

まず本報告書の意義は生活保護受給世帯の生活実態を把握する上で大変貴重なものであるといえます。生活保護受給世帯の人々は、偏見や差別を背景として、その声が社会に届けられることは極めて稀であるといえます。この調査を通じて、生活保護受給世帯の生活実態をいわゆる「見える化」することが一部できたのではないかと思います。

昨今、政府による生活扶助基準の引き下げや住宅扶助基準の引き下げ、各種ナショナルミニマムの引き下げが後を絶たない状況です。これらの政策は生活保護受給世帯の生活実態を配慮して行われているのか、あるいは合理性があるのか、論争を招いています。その結果として、全国各地の裁判所で生活保護受給世帯が立ち上がり、生存権裁判も提訴されています。生活保護受給世帯の生活が「健康で文化的な最低限度」であるのか否か、生活実態を確認することは重要なことだといえます。

さて、本報告書の内容をまとめると以下の5点が指摘できると思います。

①生活保護受給世帯は健康で「文化的」な最低限度の生活は現時点で送れておらず、生存可能な資源や物資しか得られていないといわざるを得ません。冠婚葬祭への参加が抑制されており、趣味や遊興費に充てる金銭がなく、社会権はハッキリと侵害されている状況が見えてきます。現行の生活保護基準は人間らしい暮らしに値するものになっていないという結論が導き出せます。

②健康や病気と貧困の因果関係はやはり根深く、栄養や生活が不規則だと介護や障害の発生要因になるということです。これは明らかに早めの支援を入れることで予防することが可能です。生活保護制度は救貧制度であり、防貧制度としての機能は極めて弱いといえます。貧困に至ってから救済するのでは、本人の苦しみや負担は大きいという、健康保険証を取り上げるなど医療アクセスを制限してはならないことが理解できます。今後の長期的な社会保障コストを考えても早めの支援が重要だといえるでしょう。

③社会参加が極めて抑制されていることです。他者とのつながりが阻害されるような水準でしか、生活が営めていないことが分かりました。生活保護を受給しながら、楽しく暮らしている世帯は極めて少なく、趣味や交友関係がとれていないことも理解できます。社会的排除という言葉があります。何らかの原因で個人または集団が社会から排除されている状態であるという概念です。生活保護受給をして制度的な救済がなされたとしても、その社会的排除の状況は何ら改善されていないことが問題といえます。

④生活保護受給世帯の適切な生活実態が市民に知られていないことです。生活保護制度の捕捉率は他の先進諸国と比較して、極めて低いことが何度も指摘されています。生活保護基準以下の収入で暮らしている市民が大勢いるなかで、生活保護受給世帯に対する妬みも含む差別意識が根強くあります。しかし、生活保護受給世帯の暮らしはそれ自体が人間らしいものとはいえないのです。そのため、社会に「見える化」を促す必要があり、ソーシ

ャルアクション行動が必要だといえます。世論や市民の差別感情から、さらなる生活保護基準引き下げがないように取り組まなければならないと思います。

⑤承認される場所が少ないことです。生活保護受給世帯が安心して暮らせる、あるいは生きていてもいいと思える環境が少ないこともわかりました。生活保護受給世帯は一般世帯と比較して、2，2倍自殺率が高いと厚生労働省は発表しています（2012年厚生労働省「生活保護受給者の自殺者数について」）。生活保護を受けている自分を責めてしまっている姿も見えてきました。貧困に至ったことを自己責任だと本人自身も内面化させて生きている様子が理解できます。社会の差別意識など制度利用者に対する視点を変えるように働きかける必要を感じます。

最後に、本報告書作成のために調査協力いただいた生活保護受給世帯の当事者の方、多忙な職務のなか社会的な意義を認識して調査に参画いただいた医療生協さいたまの皆さまに心から敬意を表します。本報告書を作成して満足するのではなく、これに基づき、具体的な政策提言や生活保護受給世帯の権利保障要求などの具体的な成果に結び付けなくてはならないと思います。